

[事案 2023-243] 新契約取消請求

・令和7年4月15日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年6月に契約した生存給付保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 積立貯蓄型の保険である旨の説明を受けて申込手続をしたが、実際には掛け捨て型の保険であった。掛け捨て型の保険であることの説明を受けていたら絶対に契約しなかった。
- (2) 自分はアジア圏の出身であり、申込手続当時は今よりも日本語が不自由で、募集人からは自分が理解できるような説明をしてもらえなかった。募集人は、自分が日本語に不自由であることをいいことに、あえて分かり難い説明をして、掛け捨て型の保険契約に誘導した。
- (3) 募集人は、自分に申込手続前の意向確認を行わないまま、意向確認書にサインさせた。
- (4) 令和5年1月頃、引っ越しをしたため、住所変更手続をしようと思い保険会社に連絡したところ、本契約が掛け捨てであり、貯蓄型ではないことを知らされた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の医療ニーズに対して本契約を提案し、契約に至った。募集人は、本契約の医療関係特約につき、解約返戻金の推移表を用いて、保険料払込期間中の解約返戻金がないことを説明した。
- (2) 募集人は申立人に対し、申込手続前に、本契約の重要事項説明書、ご契約のしおり・約款、設計書を使用して説明を行った。申立人も、これらの資料を用いて説明を受け、資料を受領したことを認めていた。
- (3) 申立人はアジア圏の出身の方であったことから、募集人はパンフレット・設計書等を用いて丁寧に説明した。申込前に3日以上にわたり申立人の職場を訪問し、本契約の説明と意向確認をし、申込手続を行った。
- (4) 募集人が申立人に渡した資料には、解約しても保険料の全額は戻らない等と記載されており、本契約の特約は単なる貯蓄ではないことが明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、保険料を積立部分と医療関係特約とに振り分けることができる商品であるが、本契約の場合、保険料の全額が医療関係特約の保険料に振り分けられ、積立部分の保険料は0円であった。一方で、70歳になれば解約返戻金が生じ、その後逡減していく等、日本

人であっても募集人から十分に説明を受けなければ、容易に理解できるものではないと思われる。

- (2) このように、本契約は、養老保険、終身保険のような典型的な貯蓄型保険でも、医療保険のような典型的な掛け捨て型保険でもない相当程度複雑な保険であると解されるどころ、アジア圏の出身である申立人が、本契約の内容、仕組みを十分に理解できないまま申込みをした可能性は相応にあると思われる。
- (3) 募集人がなぜアジア圏の出身である申立人に対し、このように相当程度複雑な内容、仕組みである本契約を勧めたのか疑問が生じるところであるが、募集人の事情聴取ができなかったため、本契約を勧めたことに合理的理由があることを確認することはできなかった。